

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成22年6月4日提出

市川市長 大久保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法等の一部を改正する法律等が平成22年4月1日から施行されること等に伴い、国民健康保険税の課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行うものである。

平成22年3月31日

市川市長 大 久 保 博

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 21 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和 35 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 号中「第 703 条の 5 第 1 項」を「第 703 条の 5」に、「法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額」を「33 万円」に改め、同号ア中「7,200 円」を「8,400 円」に改め、同号イ中「12,240 円」を「14,280 円」に、「6,120 円」を「7,140 円」に改め、同号ウ中「3,600 円」を「4,200 円」に改め、同号エ中「4,320 円」を「5,040 円」に改め、同条第 2 号中「第 703 条の 5 第 1 項」を「第 703 条の 5」に、「法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額」を「33 万円」に改め、同号ア中「4,800 円」を「6,000 円」に改め、同号イ中「8,160 円」を「10,200 円」に、「4,080 円」を「5,100 円」に改め、同号ウ中「2,400 円」を「3,000 円」に改め、同号エ中「2,880 円」を「3,600 円」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 35 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）

1 人について 2,400 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 4,080円

(イ) 特定世帯 2,040円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 1,200円

エ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 1,440円

第23条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

第24条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類を提示しなければならない。

附則第5項中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に改める。

附則第16項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第17項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第16項及び第17項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。